

白井第二小学校区まちづくり協議会代議員学習会講義概要

- 日 時 : 令和3年12月11日(土) 午後6時30分から
場 所 : 公民センターレクホール
対象者 : 代議員予定者
出席者 : 代議員予定者: 秋谷くに子、麻生桐子、伊澤史夫、石井明、石井和子、宇賀博、小林秀久、駒村武夫、斉藤隆、志村一夫、杉本あゆみ、富澤隆、中島寿子、成毛義男、野水俊夫、人見正勝、福田忠夫、松本里美、谷嶋千尋、谷嶋稔、山崎忠、山崎富治、山本悠一
準備会委員小林正継、染谷敏夫、小松正信、山本敏伸、渡辺康夫、永井英明、川上利一、**山崎正司、酒井正男、森山光男、山本忠昭、山崎嘉秋、山崎一之**、小林清隆、伊藤忠昭、川上達也、赤瀬幸子、富澤好由、山崎洋子、海老原進
岡田部長、市民活動支援課松岡課長、高橋、公民センター折山副センター長、中島、金井
傍聴: 角館厚信(千葉NT新聞)
- 資料 : ①資料1 代議員の皆様へ ②資料2 白井第二小学校区住民自治組織「まちづくり協議会」の取り組み ③資料3 白井第二小学校区のみどり協議会の特色ある事業(計画) ④資料4(過少) 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会会則案 ⑤資料5 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会の組織イメージ ⑥資料6 まちづくりの将来像と基本方針 ⑦提出用代議員の皆さんへ(専門部会の参加希望)

講義概要

資料1により、準備会小林会長より、まちづくり協議会の必要性や協議会への思いについて説明

○まちづくり協議会の必要性について

- ・まちづくり協議会は、私たちの地域がこのままではいけないという危機感から始まっている。少子高齢化やこの地区の過疎化が進み、平塚分校が廃校になり本校に統合されたが、二小も児童数が100人を切ってきた。
- ・地区社協でも昼間1人の家が増えており、若者がいない。将来このままではいけないと考えている。
- ・教育委員になって、この状況を他と語る中で二小について、どうにかしないといけないという話をして理解が得られ、市内全域から通学できる小規模特任校になった。
- ・二小にはなかった学童保育もできた。
- ・この地区の特徴は農業。5,6年生の太鼓、福祉体験、工業団地での学習、昔遊びなど学校と地域が協力してやっている。
- ・来年スクールバスが導入される。
- ・こういう現状について何か自分たちでできることをすることが必要。地区社協で買物支援を始めた。何かやれば状況が変わる。
- ・まず自分たちがやって足りないところを市がやる。お互いに協力していくことが必要。二小区は他に先駆けてまち協が立ち上がる。皆で結束してやっていきたい。

まちづくり協議会の取り組み以降は準備会山本事務局長より資料に基づいて説明

○まちづくり協議会の取り組みについて 資料2

- ・現在、白井第三小学校区、大門口小学校区、第二小学校区を合わせ3地区で準備会が発足し、新年早々の立ち上げを目指している
我々もまだわからないところもあるのでいろいろ聞いていただき勉強していきたい。
- ・現在、住民が自分たちの地域のことを自分たちで考え、さらに住みよい地域づくりを行う小学校区を単位とした新しい住民自治組織である「小学校区まちづくり協議会」設立の取り組みが進められている。
- ・二小区は令和4年1月の設立を目標に、会則、組織などについて検討を進めている。名称は地域の特色を踏まえ「仮称 白井第二小学校区みどりの里づくり協議会」を予定している。
- ・この取り組みは、市でも初めての取り組みであるが、平成15年ころから先進事例を研究しながら進めてきたが、住民が一体とならないとできない難しいものであるが、ようやく立ち上がりに向けて検討が進んでいる。是非理解と協力をお願いしたい。

まちづくり協議会とは

・現状

少子高齢化が進み、共働き世帯の増加、核家族化など世帯の構成が変化する中で「役員の担い手不足」「地域活動に関心を持たない」「関心があっても参加できない」など地域のつながりの希

薄化などの問題が生じている。

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来で市の財政規模が縮小硬直化し、市民ニーズの高まりに対応が困難になることが予想される。

・必要性

このような状況から、ますます「地域」と「市」が知恵を出し合い、力を合わせてまちづくりを進めていくことが必要になっている。

地域では、「自分たちの地域は自分たちで作る」という考え方の基でまちづくり協議会の活動を通して住みよい地域の実現に向け課題を解決していくことが重要になっている。

・まちづくり協議会の目的

① 地域が主体となって「地域住民」「各種団体」「事業者」「行政」が互いに尊重し合い、相互の交流と活動を通して地域課題を解決することを目的とする。

② 白井第二小学校区の地域づくりを代表する団体を目指す。

構成：区・自治会（10地区）地区社協、中つくし会高齢者クラブ、青少年相談員、二小PTA、二小、消防団第3分団、工業団地協議会、NPO法人白い環境塾
おはなしのたまてばこ、体験農園、まちづくりプロジェクト

③ 地域をより暮らしやすくし、次代に引き継ぐため、連携協働しながら「伝統と新しさが調和するみどりの里」の形成に寄与する。

・協議会設立のメリット

9小学校区それぞれ地域特性があり抱える課題も違うが、市が提供するサービスは一律協議会設立により、自分たちで地域の実情に応じた課題の解決を図ることができるようになる協議会設立を契機に類似事業の整理、効率的な実施方法を考えることが可能となる。

・自治連合会、地区社協があるのになぜまちづくり協議会が必要か

ニーズが多様化する中で、各種団体は、活動は増えても担い手は増えない課題があり発想や手法の転換が必要になっている。

福祉、環境、防犯など分野の枠を超えて連携協力して地域ぐるみで取り組む役割を担う組織が必要になっている。

・住民サービスは本来市が担うものではないのか？

市でなければできないこと（学校教育、道路等）は市が実施するが、「個人で解決できることは個人で解決する（自助）」「個人で解決できないことは地域で解決する（共助）」「地域で解決できないことは市が解決する（公助）」という考え方のもとで、それぞれ得意分野で役割分担する。

公園の事例：清掃等 地域
大規模修繕、公園を作る 市

○まちづくり協議会の事業計画について 資料3

・今まで検討を進めて、検討部会を4つ作り、事業を進めていこうという計画になっている。

4つの部会とした理由

・アンケートを取り、地域でどういう取り組みがあり何が必要か検討した結果4つの基本方針を出し、この方針に基づいて

1. 安心安全部会	テーマ	交通安全	・防災	・防犯
2. 環境・文化部会		ごみの減量資源化	・景観環境美化	・伝統文化
3. 交流福祉部会		住民同士の交流	・外国人との共生	・福祉
4. 総務広報部会		地域活性化	・総務	

の4つの部会を作ることにした。

・資料の赤字の部分は、現在すでに取り組みが行われているもの。

・取り組み事業名は設立から3年間で成果を求めるもので、各部会で検討していただき成果を求めていく。

・計画に記載されているものは必要に応じて修正する。計画は毎年見直ししながらやっていく柔軟性を持たせている。

・代議員予定者は現在60数名になっているが年1回総会で評決をしていただく人になる。任期は3年。詳しくは会則の中に記載している。

1月に設立総会を予定している。会則はよければ準備会案として提示する。

○（仮称）白井第二小学校区みどりの里づくり協議会会則（案）について 資料4により山本事務局長から説明

- ・1条は協議会の名称について規定したもの。名称は「白井第二小学校区みどりの里づくり協議会」としている。みどりの里は二小独自のもので、第二小の校歌の出だし部分がみどりであることからつけた。二小を代表するような雰囲気を表している。
- ・2条は目的について規定したもの。目指す将来像になる。「伝統」は神社仏閣など、「あたりしさ」は新しい住宅、工業団地などを指している。
- ・3条は活動区域について規定したもので、第二小学校区内としている。
- ・4条は構成員について規定したもので、居住する住民、活動する自治会・各種団体・個人、所在する事業所・勤務者、第二小関係者、そのほかに役員会が必要と認めたものとしている。
- ・5条は代議員について規定したもの。
協議会に代議員を置くこと、代議員は関係団体の代表者や協議会の運営に参画を希望する者の他関係団体が推薦するとしている。
代議員の構成については、文末の別表に記載されている。
- ・第6条は事務所について規定したもので、事務所を公民センター内に置くこととしている。
- ・7条は事業について規定したもの。安心安全に関することなど9つを挙げている。
2項で事業はまちづくり計画を策定しこれに基づいて実施することとしている。
事業は幅広い分野となっているが全部やるということではなく、分野で1つ事業をやりながら進めていくこともある。
- ・8条は役員について規定したもの。
役員は、会長、副会長、部会長、理事、会計、監査を置くこととしている
2項は役員の選出方法について規定したもの。
- ・9条は役員の職務について規定したもの。
- ・10条は役員の任期について規定したもの。
任期を3年として再認を妨げないこととしている。
- ・11条は顧問について規定したもの。
- ・12条は協議会を運営するための会議について規定したもので、「総会」「役員会」「専門部会」を置くこととしている。
- ・13条は総会について規定したもので主な内容は
1項は総会の構成を代議員とすること、最高議決機関であること、年1回会長の招集で開催することを規定している。主な内容
2項は臨時総会の開催について規定したもの。
3項は総会の成立を過半数の出席、議決は出席者の過半数で決すること、同数となった場合は議長が決定することを規定している。
4項は総会に出席できない場合の書面議決や委任等について規定したもの。
6項は総会の議長を代議員の中から選出し、議事録署名人は議長が選出することを規定している。
7項は総会で審議や承認議決を得る事項について規定したもので、事業報告、決算、計画、予算、会則の制定改廃、役員選任、まちづくり計画の策定修正、その他必要なこととしている。
- ・14条は役員会について規定したもので
内容は総会にだいたい準じている
- ・15条は専門部会について規定したもので「安心安全」「環境文化」「交流福祉」「総務広報」の4つの部会を規定している。
- ・16条は協議会の経費について規定したもので、会費、補助金、その他の
- ・17条は協議会の事業年度について規定したもの。
- ・18条は情報の公開について規定したもの。
- ・19条は個人情報の保護について規定したもの。

- ・ 20 条が解散について規定したもの。
- ・ 21 条は委任について規定したもので、運営に必要な事項は役員会で協議し別に定めることを規定している。
- ・ 附則は 施行日、設立時の役員任期、設立初年度の事業年度の例外規定として定めている。
- ・ 別表は第 5 条で規定している代議員の所属・区分から選出する人数について規定しているもの。
- ・ 実際の運営はやってみないとわからないところもあるので役員会で検討し弾力的に運営していくようになる。
- ・ 会則は総会にかけるまでは案
代議員は会の運営の中心メンバーになる。

○白井第二小学校区みどりの里づくり協議会の組織イメージ 資料 5

- ・ 協議会の組織を図にしたものの会則に合わせたイメージ図になっている。
- ・ 総務広報部会は協議会の事務局を兼ねている
- ・ 総会は代議員で構成することとしているが代議員も積極的に協議会に関わってほしい。
協議会の運営は専門部会が中心になって行うこととなる。
- ・ 本日集まっていたいただいている方は代議員になっていただく人で、この中から役員になっていただくので、皆様には 4 つのどこかの部会に所属していただくとありがたい。
- ・ 資料 本人控え があるが、以前希望の部会を出していただいたからは名簿に部会名を記載しているが、記載のない方や、希望の部会を変更したい人は提出をお願いしたい。
- ・ 25 日に部会の会議を開きたい。

質疑

- Q 協議会が発足するという事で工業団地協議会としても協力し地域の活性化に協力していきたいと思っている。
団体から 5 名となっているが、工業団地協議会は 7 名出している。団体として 5 名、他は推薦という考えか？
各団体は 2 名、消防団は 1 名しか見えないがこの辺は？
大松地区でも大山口小のまちづくり協議会の検討が進んでいるので参考にしたいので伺った。
- A 工業団地協議会は 5 名が代表、2 名は推薦としてお願いしたい。
消防団については準備会に 1 名所属しており 2 名となっている。
名簿はまだ確定していないため確定次第送付する。
代表者とはかに 1 名となっているが、仮に規模の大小で 2 名出せない場合は、団体の実情に合わせて特例的に 1 名を認めることも必要と考えている。
新しく代議員となる方は、総会に出ていただくことが大きな役割であるが、各専門部会にも入っていただきたい。

○まちづくりの将来像と基本方針 資料 6

- ・ **将来像** 「伝統と新しさが調和するみどりの里」とした
二小区の特徴を踏まえ、連綿と続く「地域のコミュニティ」「豊かな自然環境を生かした農業」「地域に残る行事や歴史」を守り、「工業団地の技術革新」住んでいる人にも新しいものに向かう希望を表している。
「みどり」は第二小の校歌の歌いだしで「自然の豊かさ」を表現している。
「里」は「まち」ゆったりとしたイメージがあることから「里」とした。
- ・ **基本方針**は「安心安全なまちづくり」
「美しい景観と伝統文化を大切にすまちづくり」
「みんなが交流し、助け合うまちづくり」
「地域を元気にすまちづくり」
で分野ごとの目標や方針を定めている。
- ・ **具体的な取り組み**は、基本方針を達成するための事業や事業の実施主体、実施年度と予算について示している。

○12 月 25 日に専門部会を予定している。初めての方もいるので経緯等丁寧に説明する。

総会は皆さまに案内する

資料について確定は総会の議決後になる送付するものは案になる。今後精査したうえで送付する。

専門部会の参加以降については18日までに公民センターまで提出をお願いしたい。

○事務局より

代議員名簿に一部不備があり修正願いたい。63に山本悠一氏 交流福祉部会 市民協力者を追加

ここに記載されている団体に属していなくても個人でも参加できる。

●12月25日（土）18時30分から専門部会を開催するので参加をお願いしたい。